

## 群馬県立女子大学外国語教育研究所規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立女子大学学則（群馬県公立大学法人規則第4号）第7条第2項の規程に基づき、群馬県立女子大学外国語教育研究所（以下「研究所」という。）の業務その他必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 研究所は、群馬県における外国語教育の拠点として、外国語教育並びに外国語教育の実践に関する調査及び研究を行い、群馬県立女子大学（以下「本学」という。）の外国語教育の充実を図るとともに、地域社会に貢献し、もって国際化社会に対応した人材の育成と国際交流の促進に寄与することを目的とする。

### (業務)

第3条 研究所は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学の学生及び群馬県民を対象にした外国語教育に関する業務
- (2) 外国語教育及び外国文化の調査研究に関する業務
- (3) 本学の学生の留学支援に関する業務
- (4) 高大接続に関する業務
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な業務

### (運営委員会)

第4条 研究所の運営に関する重要事項を審議するため、群馬県立女子大学外国語教育研究所運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

### (所長・副所長)

第5条 研究所に所長及び副所長を置く。

- 2 所長は、学長をもって充てる。
- 3 所長は、研究所の業務を指揮・総括する。
- 4 副所長は、連携推進係長をもって充てる。
- 5 副所長は、所長を補佐し、所長に事故があったとき、その職務を代行する。

### (委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、研究所の業務その他必要な事項は、研究所長が別に定める。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。